

議案第78号

公の施設の指定管理者の指定について（東郷町中央公民館及び東郷町立図書館）

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるからである。

別紙

1 管理を行わせる公の施設の名称

(1) 東郷町中央公民館

(2) 東郷町立図書館

2 指定管理者の名称等

(1) 名 称 東郷町施設サービス株式会社

(2) 所在地 東郷町大字春木字北反田35番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで